

賃上げ・生産性向上緊急支援事業委託業務  
企画提案に係る質問書

令和8年2月10日

No	質問内容	回答
1	<p>本事業に係る事務局の「設置・運営」(窓口対応、問い合わせ対応、申請受付、広報、電子申請システムの運用 等)を行うにあたり、以下のインフラ整備・維持に要する費用を、委託費の対象経費として計上可能でしょうか。</p> <p>(1) 事務局専用の固定電話回線・携帯回線の新設／基本料／通話料</p> <p>(2) インターネット回線（光回線等）の新設・月額利用料</p> <p>(3) メール運用に係るドメイン・メールサーバ利用料（クラウド型含む）</p>	<p>ご確認いただいた(1)～(3)の経費はすべて対象経費として計上可能です。</p> <p>ただし、本業務に使用されることが特定・確認できるものに限ります。</p>
2	<p>仕様書6「委託業務の内容」(2)申請書類の受付・審査等において、『審査の終了した書類を金曜日正午までに電子データで提出』『受付番号順・申請者単位で提出』と記載されています。</p> <p>この電子データの提出方法について、提出手段に県からの指定はありますか。</p> <p>（例：電子メール、沖縄県が指定するファイル転送サービス、共有リンク等）</p>	<p>指定の手段は無く、協議の上決定することとします。現時点では、電子メールやkintone等のクラウドサービス想定しております。</p>

3	<p>仕様書 6「委託業務の内容」(1)事務局の設置運営について、『人員配置に当たっては、事務局運営業務内容全般を統括する業務統括責任者 1名のほか、最低 1名を常駐させること。』と記載されています。</p> <p>業務統括責任者は、事務局に常住させる必要がありますか。(物理的に事務所へ責任者 + 1名を常時駐在させる必要があるとの意図でしょうか。事務局人員として 2名以上は専任配置が必要との意図でしょうか)</p>	<p>仕様書内での常駐とは、物理的に事務局に在席していることではなく、外部からの問い合わせ対応など、事業執行に係る対応ができる状態にあることを指します。</p> <p>業務統括責任者について、事務局の開設期間、外部からの問い合わせ対応など事業執行に係る対応が可能であれば、物理的に事務局に在席していることは求めません。</p>
4	<p>仕様書 6「委託業務の内容」(3)広報・啓発業務について、『本補助金の専用ホームページを開設し、補助内容を周知するとともに、その管理・運用を行うこと。』と記載されています。</p> <p>専用ホームページは新たにドメインを取得して作成する必要がありますか。弊財団の既存のホームページに特設ページを作成するという対応でもよいでしょうか。</p>	<p>事業の円滑で効果的な執行が可能であれば、新たにドメインを取得することは求めません。</p>
5	<p>公募要領 8-(1)-③-アの「申請受理票」は、必要事項に記入の上、①申請書類及び②添付書類と共に電子メールで提出し、その後受領が確認でき次第、電子メールで返送いただけるという認識で差し支えないでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおり、申請書類と添付書類が確認でき次第、こちらから電子メールで申請受理票を送付いたします。</p>

6	<p>仕様書 6「委託業務の内容」(4)補助事業者に対する支援について『補助金で支援した効果を検証するため、補助事業者の経営状態の変化について沖縄県が容易に把握できるよう、支援終了後の調査方法を提案すること。』と記載されています。</p> <p>本業務での実施内容は、調査方法の提案までという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>調査方法の提案から調査の実施まで含みますか。</p>	<p>ご認識のとおり、フォローアップ調査については、調査方法の提案まで結構です。</p>
7	<p>仕様書 4「事業実施スキーム」の図によると、補助事業者に対する交付決定は沖縄県が行うこととなっていますが、交付決定通知を補助事業者に「送付」する業務については、沖縄県か受託事業者のうちどちらが担うことを想定していますでしょうか。</p> <p>受託事業者が担うことを想定している場合は、電子ファイルの送付でも差し支えないかについてもご教示お願いします。</p>	<p>交付決定通知の送付は沖縄県が直接補助事業者に送付します。</p>